

美川文化会館の利用方法について

美川文化会館の利用方法について

○開館時間について

・午前 9 時から午後 10 時まで

○休館日

・月曜日(該当日が国民の祝日にあたる場合はその翌日)、年末年始(12 月 27 日から翌年 1 月 4 日まで)

○使用のお申込

①お申込方法

白山市美川文化会館所定の用紙に必要事項を記入しお申込下さい。(学習室・講義室(1F 和室)を利用の方は、別途用紙に必要事項を記入しお申込下さい。)

・申請書ダウンロード

なお、原則として、ファックス・郵送での申し込みは出来ません。

②お申込の受付期間

原則として、使用希望日の 6 ヶ月前の日に属する月の初日から受付します。

(電話での仮予約は受付をしていますが、申請書が出てきた順番に受付を行いません。)

③受付時間

午前 9 時～午後 8 時(日・祝日・休館日を除く)

利用申請、使用料のお支払等も受付しております。(学習室・講義室(1F 和室)を除く)

④使用料のお支払

使用料は使用許可の際に納付していただきます。ただし、附属設備等の使用料は使用後に納付していただきます。

⑤使用時間

使用時間には、準備、入場及び退場後片付け時間を含みますので、時間内に全て終了するように厳守して下さい。

⑥使用の制限

次の場合は使用の許可は出来ません。

- ・秩序又は風紀を乱すおそれがあると認められるとき。
- ・集团的又は常習的に暴力的不法行為を行なう恐れがある組織の利益になると認められるとき
- ・会館の管理運営上支障があると認められるとき。
- ・感染症の疾患があると認められる時。
- ・会館の職員の指示に従わない者。
- ・その他、使用をさせることが適当ではないと認められるとき。

⑦使用の取り消し等

次の次号のいずれかに該当するに至った時は、その使用条件を変更、もしくは使用中止し、使用許可を取り消します。

- ・前記の使用を許可できない場合に該当すると認められるに至った時。

- ・白山市文化会館条例および規則に違反したとき。
- ・使用の申請に偽りがあったとき。
- ・使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸したとき。
- ・使用者が使用許可に付した条件に違反したとき。

⑧使用の変更・中止

使用のお申込後、使用者の都合で内容を変更したり、中止したりする場合は速やかに届けて下さい。また、すでに納入された使用料は還付いたしません。ただし、使用者の責任ではない理由により、会館を使用できないときは、規定の定めにより使用料を還付します。

⑨事前打ち合わせ

会館を利用される際に、会館内のレイアウトや設備などを事前に職員と打ち合わせを行なわなければならない。

⑩使用上の注意事項

- ・使用者は、会館の使用を終えたときは、原状に回復をお願いいたします。
- ・使用者が、会場使用中、会館利用中に建物及び器具などを損傷したり、なくしたりした場合に関しては、賠償をしていただきます。

美川文化会館使用料に関して

○美川文化会館利用料に関して

備考

- 1 時間を超過する場合。
 - (1) 開館時間内で、超過使用する場合
 - 1 時間以内 使用料の 5 割
 - 1 時間を超えて 2 時間以内 使用料の 10 割
 - (2) 開館時間外で、超過使用する場合
 - 1 時間以内 使用料の 10 割
 - 1 時間を超えて 2 時間以内 使用料の 20 割
- 2 営業の宣伝や入場料を徴収する場合。
 - (1) 営業の宣伝等の目的で使用する場合 使用料の 10 割
 - (2) 3,000 円以下の入場料等を徴収する場合 使用料の 10 割
 - (3) 3,001 円以上の入場料等を徴収する場合 使用料の 15 割
- 3 冷暖房の実施期間は原則として次のとおりとする。
 - (1) 冷房 毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日まで
 - (2) 暖房 毎年 12 月 1 日から翌年 3 月 31 日までまた、冷暖房実施期間以外で使用する場合は、使用料の 3 割を徴収する。

○美川文化会館附属設備に関して

備考

別表参照のこと